

別 表

- 1 年次有給休暇については、週所定労働日数に応じ下表のとおり付与する。ただし週あたりの勤務時間が30時間の非常勤嘱託職員については、その週所定労働日数にかかわらず、1年につき12日を付与するものとする。

週所定労働日数	
5日	12日
4日	10日
3日	7日
2日	5日
1日	2日

- 2 新たに非常勤嘱託職員として任用された者の、その年における年次有給休暇については、下表のとおり付与する。

任用月 \ 週所定労働日数	5日	4日	3日	2日	1日
4月～9月	12日	10日	7日	5日	2日
10月	10日	8日	6日	4日	2日
11月	8日	7日	5日	3日	2日
12月	7日	5日	4日	3日	1日
1月	5日	4日	3日	2日	1日
2月	3日	3日	2日	1日	1日
3月	2日	1日	1日	1日	